４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

（１）勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

ア　１週間の勤務時間

３８時間４５分

イ　勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前８時３０分	午後５時１５分	午後０時００分～午後１時００分

（注）勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

（２）年次有給休暇の使用状況（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）

令和７年の職員１人当たりの平均使用日数：１３．９日

（３）病気休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

（単位：人）

任命権者名	取得者数
知事等	449
教育委員会	2,450
警察本部長	367
計	3,266

（４）特別休暇の状況（令和８年４月１日現在）

種　　類	付与日数
１　出産休暇	出産予定日６週間前の日から産後８週間を経過するまでの期間
２　通院休暇	妊娠満２３週まで ４週間に１回 満２４週から満３５週まで ２週間に１回 満３６週から出産まで １週間に１回 産後１年まで １回
３　通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
４　妊娠障害休暇	１４日の範囲内において必要と認められる期間
５　育児休暇	１日２回（１日を通じて９０分を超えない範囲内）
６　子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において７日（義務教育終了前の子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間）
７　家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において３日の範囲内の期間）

<table>
<tr><td>８　短期介護休暇</td><td>要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において５日（要介護者が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間）</td></tr>
<tr><td>９　生理休暇</td><td>３日の範囲内においてその都度必要とする期間</td></tr>
<tr><td>１０　忌引休暇</td><td>
<table>
<tr><th>親族</th><th colspan="2">日数</th></tr>
<tr><td>配偶者</td><td colspan="2">１０日</td></tr>
<tr><td></td><td>血族</td><td>姻族</td></tr>
<tr><td>１親等直系尊属</td><td>７日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>１親等直系卑属</td><td>７日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>２親等直系尊属</td><td>３日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>２親等直系卑属</td><td>１日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>２親等傍系者</td><td>３日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>３親等傍系尊属</td><td>１日</td><td>－</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>１１　父母等の追悼のための休暇</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>１２　夏季休暇</td><td>５日</td></tr>
<tr><td>１３　感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>１４　災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>１５　災害等における退勤時の危険回避の場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>１６　災害による住居の被災の場合</td><td>７日の範囲内においてその都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>１７　結婚休暇</td><td>７日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>１８　出生サポート休暇</td><td>５日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、１０日）の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>１９　出産補助休暇</td><td>３日の範囲内においてその都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>２０　男性職員の育児参加のための休暇</td><td>５日の範囲内においてその都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>２１　ドナー休暇</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td>２２　献血休暇</td><td>その都度必要と認められる時間</td></tr>
<tr><td>２３　ボランティア休暇</td><td>１の年において５日（委員会と協議して定めるときは１０日）の範囲内の期間</td></tr>
</table>

（５）介護休暇の取得状況（令和７年度）（単位：人）

	介護休暇取得者数
男性職員	13
女性職員	33
計	46

（６）介護時間の取得状況（令和７年度）（単位：人）

	介護時間取得者数
男性職員	6
女性職員	14
計	20